三、賃銀前渡

二、組合ヲ公認スルコト

一、職業紹介斡旋

陳情書

今回日雇業態ノ如キ不安定ナル労働ニ対シ左記ノ事項ヲ陳情シ以テ労働者ノ生活ノ安定ヲ期セラレンコトヲ懇願ス

記

一、人夫ニ対スル賃銀ハ一日ニ付金二十五銭ヲ最低トシ之ヲ確保スルコト

一、賃銀ハ毎月二回ニ分チ支払フコト